

第443回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 4 3 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和3年1月28日
- 2 開催場所 川越西文化会館2階第1・第2会議室
- 3 開会時刻 午後 1時30分
- 4 閉会時刻 午後 2時30分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	福田純一	出		10	塩野謙吉	出	
2	中野一明	出		11	渋谷武	出	
3	矢部節	出		12	石川秀夫	出	
4	吉崎一行	出		13	栗原明	出	
5	鈴木一	出		14	今野英子	出	
6	関根誠	出		15	山田哲也	出	
7	長岡清	出		16	粕谷貞夫	出	
8	須賀庄次郎	出		17	米原民子	出	
9	内田光夫	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	山崎宗一	農地利用最適化推進委員	程島延幸
農地利用最適化推進委員	西川利雄	農地利用最適化推進委員	忍田文男
農地利用最適化推進委員	小野澤実	農地利用最適化推進委員	鈴木家守
農地利用最適化推進委員	竹ノ谷敏彦	農地利用最適化推進委員	戸口勇太郎

農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	荻 原 政 已
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 已	農地利用最適化推進委員	時 田 重 雄
農地利用最適化推進委員	渡 邊 憲 一	農地利用最適化推進委員	木 所 清 司
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝		

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	石 田 秀 樹	主 事	山 本 和 慶
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
副 主 幹	横 山 大 造		
主 査	榎 本 亮 太		
主 事	酒 井 亮		

10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和3年1月28日第443回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 山 田 哲 也

委 員 粕 谷 貞 夫

委 員 米 原 民 子

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「総会の所管に関する報告書12月分について報告する。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書については、合計6件、11筆、3,641.86㎡である。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計12件、19筆、4,041.94㎡である。農地改良届については、合計5件、11筆、3,957.31㎡である。農地法第18条第6項の規定による通知については、合計1件、1筆、99㎡である。相続税の納税猶予に関する3年ごとの農業継続証明書については、合計8件、46筆、31,786㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計18件、94筆、58,310㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の1号議案は、件数9件、総筆数28筆、総面積19,664.40㎡について申請があった。議案説明資料の

とおり、整理番号1番から9番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号7番について報告する。1月26日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在33歳で、世帯主の後継者として、会社勤めをしながら家族と共に農作業を行っている。譲受人は、水田を耕作する稲作農家である。畑では自家消費用の野菜を作付けしている。農業従事日数は年間90日、世帯では180日である。稲作用の耕作機械としてはトラクター2台など一通り所有していることを確認してきた。地元の農業委員としては問題ないを考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号8番について報告する。譲受人は、現在44歳である。ハウスが約4反、残りは畑である。ぼさ菊や野菜を耕作している。耕作人数は家族が4名、パートが15名である。保有農機は、トラクター1台、トラック3台、軽トラック7台など一通りそろっていた。現地を確認したところ、現在所有している土地の隣地であるため、効率よく耕作できると思われる。地元の農業委員としては問題ないを考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号9番について報告する。1月18日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、61歳であり、自作地が約1町、貸借している土地が約8町である。近隣から、地域と作付けペースを合わせてほしいとの要望が

あり、注意喚起はしてきた。譲渡人は、水利費がかかることと、今まで申請地を作付けしてくれていた人が耕作できなくなり、返されてしまったため、譲受人に譲渡することになった。地元の農業委員としては、譲受人は地域の農業に関する積極的に活動しているため、こういった方をお願いしたいと思っている。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から9番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件それぞれを満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の2号議案は、件数3件、筆数3筆、面積1,659㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から3番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から3番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそ

れぞれ該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第3号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数14件、筆数38筆、面積12,778.53㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から14番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号3番について報告する。1月20日に農地利用最適化推進委員と共に話を聞いてきた。譲受人は、昭和36年に設立し、運送業を行っている。当初より従業員も増加し、現在は80名ほどで行っているとのことである。現在は8時と16時にトラックの搬入搬出車両、従業員の出勤退勤車両、来社されるお客様の車両で混雑しており、路上で待っている車両が発生するなど、交通に支障を来している状況である。事故を防ぎ、混雑の緩和のために、今回の申請に至った。周囲はブロックで囲み、

雨水は自然浸透である。隣接地の了解も得ている。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。整理番号5番について報告する。1月20日に農地利用最適化推進委員と共に話を聞いてきた。譲受人は、昭和45年9月に設立され、建設業を主な業務としている。本社工場で発生する建設残土や、産業廃棄物を再資源化した改良土の置場などの土地が不足している。また、搬入搬出車両が集中すると工場敷地内には入り切れず、路上に駐車せざるを得ない状況である。申請地は作業が効率的に行うことができ、安全管理もしやすいとのことである。隣接地との境にはブロックを積み、フェンスも設置する。水路にはU字溝を設置する。雨水は自然浸透である。万が一週りに被害が出た場合には、譲受人が解決するとのことである。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。整理番号6番について報告する。1月19日に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、平成16年2月に設立し、中古車の解体や、中古車の販売などを主な業務としている。近年、解体車両の増加や大型車両の解体数が増えており、解体前の車両置場を増やすことが必要であることから、今回の申請に至った。申請地は本社工場から200mほどの位置にあり、現在使用している車両置場の向かいの土地である。周囲はブロックで囲み、雨水は自然浸透である。解体前の積み下ろしは申請地内で行い、交通には迷惑をかけないとのことである。隣接地の了解を得ていることから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

委員から「整理番号12番について報告する。1月20日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人や代理人に現地にて話を聞いて

てきた。店舗統合による駐車場不足を解消するための申請である。職員用32台を確保するとのことである。申請地の周囲には、ブロックを積み、フェンスも設けるとのことである。周囲は農地であることから、雨水等は敷地内で処理するとのことである。また、近隣には民家があることから、安全や騒音等には配慮して工事を行うとのことである。以上のことから、地元の農業委員としては妥当だと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から14番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号1番と3番と5番と6番と12番については、「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とし、整理番号1番と3番と5番と6番と12番については条件を付すことに決定する。

議案第4号

川越市農業委員会編集委員会規程の一部を改正する告示を定めることについて

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「まず、改正の趣旨としては、農地利用最適化推進委員を編集委員として選任できるよう、川越市農業委員会編集委員

会規程の一部を改正しようとするものである。次に、改正の内容については、第2条において、委員8人以内で組織し、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員それぞれ4人以内を選任するよう改めようとするものである。また、第3条において、従前の任期3年を1年に改めることにより、編集委員への参画の機会を増やすため、任期を選任された日から翌年の2月7日までとしようとするものである。次に、施行期日については、令和3年2月8日から施行しようとするものである。ただし、農地利用最適化推進委員については、令和3年2月18日に委嘱するため、第2条第2号の規定は同日から適用しようとするものである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「任期1年とのことであるが、1年毎に8人総入れ替えとなるのか、あるいは、8人中何人かは残るのか。」との発言があった。

事務局は「総入れ替えとなることを想定している。」と説明を行った。

委員から「そうすると、毎年経験していない人が編集委員になると思うが、大丈夫か。」との発言があった。

事務局は「本改正の目的は編集委員への参画の機会を増やすためであるが、具体的な選任に関しては、いただいた意見をもとに今後検討したい。」との説明を行った。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおり決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第4号について原案どおり決定する。

追加議案提出

議長は、川越市農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者について、総会に諮ることとしたため、これを追加議案とすることについて、異議がないか確認したところ、異議がなかったため、そのように決定した。

議案第5号

川越市農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「川越市農業委員会農地利用最適化推進委員については、令和3年2月7日をもって任期満了となるため、令和2年9月1日から同月30日までの間に候補者を募集し、定員を満たす候補者の推薦又は応募があったが、昨年12月に、候補者のうちの1人が急病となり、今年1月に推薦を辞退する旨の申出があったため、当該候補者の地域を担当する農地利用最適化推進委員に欠員が生じるに至るも、候補者の募集又は推薦に必要な期間が無く、定数を満たすことが困難であることから、農業委員会が適当と認める者をもって候補者とするため、総会の議決を求めるものである。なお、このような対応についての法令上の規定はないが、『農業委員会に関するQ&A』のQ110において、『新たな農業委員会制度が始まります！』の記載を

引用して、『農業委員会が適当と認める者』を候補者とするこ
とが可能であると解説されている。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおり決定することで採
決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第5号について原
案どおり決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第 4 4 3 回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 3 年 2 月 4 日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 山 田 哲 也

委 員 粕 谷 貞 夫

委 員 米 原 民 子
